「家具業界のシックハウス対策と
家具メーカーの取り組み」

2014.9.22

（一社）日本家具産業振興会について

家具の輸出入を行う企業を会員とする（社）国際家具産業振興会（日本家具輸出協会として 1957 年設立）と家具メーカーの地方組合を会員とする（社）日本家具工業連合会（全国家具工業連合会として 1964 年設立）が 2010 年 4 月に合併して発足した家具の全国団体

会員数　64 社・団体（正会員・賛助会員）

会　長　加藤知成（カリモク家具（株）相談役）

国産家具表示認定制度の実施

「安全、安心、環境」という点に配慮した国産家具を生産するメーカーなどを、国産家具表示ができる事業者として認定する事業。
その内容は、日本国内で生産されたということに加え、強度や耐久性、シックハウス対策などをはじめ、違法伐採ではない木材を取扱う業者から調達することや、長く使えるようにするために修理に応じることなど、安全や環境面での基準をクリアした製品を作るメーカーなどを認定し、これらの対象となった製品に、国産家具マークを表示できるというもの

認定の要件

1.国産家具基準

原材料を除き、家具の部分品の生産からの工程を日本国内で行った製品であること

2.品質基準

①JIS(日本工業規格)などを参考として家具の安全性確保のための目安を定めた本会の指針にそっていること、または製品の安全性確保のための社内基準や検査体制があること。

② 地震の時の備えを含め安全面の取扱上の注意事項を取扱説明書などに記載してあること

3.室内環境基準

ホルムアルデヒドの放散量が少ない原材料や接着剤、塗料などを使うこととした本会の「シックハウス対策指針」にそっていること

4.木材基準

木製家具の場合は、合法木材供給事業者（違法伐採ではない木材の使用を証明できる事業者として業界団体等から認定されたもの）であること

5.保護基準

①修理およびメンテナンスに応じていること

②家具を使用して万が一の事故が起きたときに対応できるように、PL 保険（生産物賠償責任保険）に加入していること

6.モラル基準

他社の実用新案や特許、デザインなどをまねたり、勝手に使ったりしないこと

（一社）日本家具産業振興会
「シックハウス対策指針」とは（一部抜粋）

（1999 年 12 月制定　2014 年 4 月改定）

家具によるホルムアルデヒドの放散を防ぐため、ホルムアルデヒド低減化をするため以下の取り組みを図る。

家具に使用する合板、繊維板及びパーティクルボード、接着剤、塗料については日本農林規格（JAS）又は日本工業規格(JIS)規定によるF☆☆☆☆のホルムアルデヒド放散等級のものとする。

家具に使用する塗料については、厚生労働省の指針値が設定されている13 物質のうち家具に関係する、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、フタル酸ジ-n-ブチルの6 物質をその原材料に含まないものを使用する。

家具と建築基準法について

家具（住宅に据え付けるものを除く）は建築基準法に規定されたシックハウス対策に係る規制の対象外

↓

室内に置かれる家具は、住む人にとって身近なもの

自主的な取り組みとして「シックハウス対策指針」を制定

（現在はF☆☆☆☆のものの使用をよびかけ）